

平成24年度

地域の再生可能エネルギー等を活用した 自立分散型地域づくりモデル事業公募要領（2次募集）

平成24年8月2日
環境省総合環境政策局環境計画課

環境省では、エネルギー対策特別会計における事業として、平成24年度より地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業を実施することとしております。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を閲読いただくようお願いいたします。

なお、対象事業者として選定された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業）交付要綱その他会計法令に基づき補助金交付手続きを行っていただくことになります。

その他、公募要領でご不明な点等がありましたら、下記担当までご連絡下さい。

〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省総合環境政策局環境計画課
担当：平岡、石渡、浅田
TEL:03-3581-3351（代表）
内線：6257,6228
FAX:03-3581-5951
E-mail:SOKAN_CHIIKI@env.go.jp

1. 事業概要

東日本大震災と原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、また、政府の動きと並行して、民間事業者主体で、自治体や研究機関等と連携した再生可能エネルギー等の導入を柱とする地域づくり構想も打ち出されています。環境省ではこのような動きに着目し、平成 24 年度より、地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業を実施します。本事業では、全国のモデルとなる、災害に強く、低炭素な地域づくりを支援するため、先進的・特徴的な取組を採り入れた、再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム（蓄電池導入を含む）の集中導入を、産学官で推進する事業について、補助を行います。

2. 公募対象事業

(1) 公募対象事業

地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業が対象とする事業は、産学官が連携し、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステムを導入することで、災害時のエネルギー源確保など、地域の防災性向上と中長期的なエネルギー起源二酸化炭素の大幅削減を同時に目指すものです。

(2) 補助率

本事業の補助率は 1/2 とします。採択件数は予算の範囲内で数件を予定しています。

(3) 事業期間

原則として 3 年以内とします。

3. 公募対象者

(1) 応募できる方の要件

本事業に応募できる者は、以下の者としします。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ③ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ 法律により直接設立された法人
- ⑤ その他環境大臣が適当と認める者

(2) 事業の実施者が複数ある場合の取扱い

(1) に該当する者が複数共同で事業を実施する場合には、その代表である者（以下「代表事業者」といいます。）を交付の対象者としします。また、この場合において、代表事業者以外の者を共同事業者としします。

代表事業者は、本事業に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に

関する連絡・対応にあたって、総括的な責任を有します。また、代表事業者は、事業が採択された後は、円滑な事業執行と目標達成のために、共同事業者を代表してその事業推進に係るとりまとめを行うとともに、共同事業者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

なお、事業の実施体制は、特段の事情があり環境省が承認した場合を除き、事業採択後に変更することはできません。

4. 採択要件

(1) 基本的要件

- ①事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- ②提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること
- ③本事業の補助により導入する設備等について、他の府省庁の補助金等の助成（助成の決定を含む）を受けていないこと

(2) 補助事業としての要件

- ①再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステムを導入するものであること
- ②事業対象地域に係る地域防災計画等を踏まえ、関係の地方公共団体と連携して実施することで、災害時のエネルギー源確保など、地域の防災性向上を実現するものであること
- ③事業対象地域において、産学官が連携し、先進的・特徴的な取組を採り入れつつ、中長期的なエネルギー起源二酸化炭素の大幅削減を目指すものであり、その削減目標・効果を定量的に提示できるものであること
- ④補助事業により導入した設備により供給されたエネルギーは、事業対象地域内でのエネルギー確保による防災性向上等を目的とする観点から、原則事業対象地域内で使用するものであること
- ⑤補助事業完了後に、確実に効果検証ができ、環境省が実施する効果検証に協力すること

5. 選定・採択の方法

(1) 選定・採択スケジュール

公募から選定・採択までのスケジュールは概ね以下のとおりとすることを予定しています。

- ① 本要領に基づく公募（平成 24 年 8 月 2 日～9 月 14 日）
- ② 審査委員会による審査（平成 24 年 9 月中旬から 9 月下旬）
- ③ 採択事業の決定（平成 24 年 9 月下旬～10 月上旬）

(2) 選定・採択の方法

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。原則として、応募者からのヒアリングは実施しません。なお、審査にあたって、環境省から内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

①プレ審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が形式的要件を満たしているかどうかについて、環境省が判断します。例えば、公募要領の「4. 採択要件（1）基本的要件」に示す事業内容や実施体制が不明確な場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかな記載ミス（書式・対象事業・経理・積算・削減効果など）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

②書面審査

プレ審査を通過した応募について、環境省が設置する審査委員会（外部有識者及び環境省担当官で構成）において、4. 採択要件等に基づいた審査を行った上で、採択事業を決定します。

また、採択にあたって、計画の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合があります。

なお、採択結果については、事業者名、事業概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

6. 応募の方法

（1）応募様式について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下の書類です。電子ファイルは、環境省HPからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成して下さい。

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業）交付要綱様式第1に定める事業実施計画書（別紙1）及び経費内訳（別紙2）
- ・代表事業者（共同事業者がある場合はそれを含む。）の企業パンフレット等業務概要がわかる資料、定款又は寄附行為
- ・経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- ・その他参考資料

（2）応募書類の提出方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を提出期限までに、持参または郵送によって（電子メールによる提出は受け付けません）、環境省へ提出して下さい。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業 応募書類」と朱書きで明記して下さい。受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由

があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

環境省総合環境政策局環境計画課 担当：平岡、石渡、浅田

TEL:03-3581-3351（代表） 内線：6257,6228

（３）応募に必要な提出物及び提出部数

６（１）に掲げる各書類について、５部を提出して下さい（パンフレット等の参考資料は１部）。また、書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を１部提出して下さい（提出媒体には、申請者名を必ず記載して下さい）。

（４）受付期間

平成 24 年 8 月 2 日（木）から平成 24 年 9 月 14 日（金） 17：00 まで

7. 応募にあたっての留意事項

（１）本事業の執行方法等

本事業は、国からの補助金となります（委託事業ではありません）。本事業の執行は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の他、環境省が定める交付要綱の定めによりますので、応募にあたっては交付要綱を熟読の上、応募をお願いします（詳細は、8. 補助事業における留意事項をご参照下さい）。

（２）既助成事業の応募禁止

本事業の補助により導入する設備等について、既に他府省の補助金等の助成を受けている（助成の決定を含む）事業については、本事業への応募はできません。また、応募事業者は、本事業への応募後、当該応募に係る事業について他府省の補助金等の助成が決定した場合は、直ちに取下げの連絡をして下さい。

（３）虚偽の応募に対する措置

- ①応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。
- ②応募書類に記載された二酸化炭素削減量等の事業目標を達成できないことが判明した場合、上記①の措置をとることがあります。

（４）事業の中止等の措置

申請者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

（５）次年度以降の事業

補助金の交付は、単年度ごとに行うこととなりますが、次年度以降の補助事業は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の予

算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

(6) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者は無断で、環境省において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された事業者の提案内容は、補助金交付申請書にその内容が記載されるものであり、交付決定後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

8. 補助事業における留意事項

(1) 基本的事項

本事業の執行は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」といいます）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」といいます）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業）交付要綱（以下「交付要綱」といいます）に定めるところによります。

(2) 補助金の交付等

- ①公募により選定された事業者は補助金の交付申請書を提出して下さい。
- ②環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項に留意し審査を行い、適当と認められたものについて交付の決定を行います。
 - ・補助事業の全体計画（資金調達計画や工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること
 - ・補助対象経費に、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと
- ③事業者は環境省から交付の決定を受けた後に、事業に着手することが原則です。また、事業者が他の事業者と委託・請負等の契約を締結するにあたって留意すべき点は以下のとおりです。
 - ・発注・契約日は環境省からの交付の決定を受けた日以降であること
 - ・事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって契約の相手方を選定すること
 - ・当該年度に行われた委託・請負等の契約に対しては、当該年度中（国の出納整理期間を含みます）に精算や支払が行われること

(3) 補助金の経理等

- ①補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
- ②補助金の支払は、事業完了後の検査後払い（精算払）を原則とします。精算払とは、

補助事業が完了し、補助事業者から実績報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、補助事業の適正な履行を確認するとともに、実績報告書に基づき補助事業に要した経費の額を確定した後に補助金を支払うことをいいます。

補助事業の実施期間中に、補助金の一部若しくは全部を支払う制度もあります（概算払）が、本事業では原則として精算払を念頭において手続きを実施するようにして下さい。

- ③補助事業の実施により取得した財産は、管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいいます）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。

（４）補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。従って下記に該当する場合には、利益等排除の方法により利益等排除が必要となります。

①利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1)補助事業者自身
- (2)100%同一の資本に属するグループ企業
- (3)補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）

②利益等排除の方法

(1)補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2)100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。